

諮問庁：北九州市長

諮問日：令和 5 年 7 月 20 日（諮問第 168 号）

答申日：令和 6 年 2 月 13 日（答申第 168 号）

答 申 書

第 1 審査会の結論

本審査請求は却下されるべきである。

第 2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

北九州市情報公開条例（平成 13 年北九州市条例第 42 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき行った「1. 次の告示文書は、新規作成から経年に伴って改正されたものと思われる。①昭和 45 年 5 月 1 日付北九州市告示第 92 号、北九州市敬老年金支給要綱②平成 2 年 9 月 13 日付北九州市告示第 339 号、北九州市敬老祝金支給要綱③平成 11 年 9 月 13 日付北九州市告示第 348 号、北九州市敬老祝金支給要綱の一部を改正する告示④平成 22 年 3 月 26 日付北九州市告示第 96 号、北九州市敬老祝金支給要綱の一部を改正する告示⑤平成 24 年 2 月 27 日付北九州市告示第 27 号、北九州市敬老祝金支給要綱の一部を改正する告示⑥平成 26 年 3 月 31 日付北九州市告示第 106 号、北九州市敬老祝金支給要綱の一部を改正する告示 上述の告示文書を、なぜ作成され告示されなければならなかったのか、各告示文書作成に関わる意思形成過程が分かる一切の文書資料。例えば、作成発生原因から、誰かがそれを受けて、誰に文書作成指示をし、だれかが文書を作成し、市長が文書を取得し告示したのか等の意思形成過程が分かる一切の文書資料。また、告示文書は、予算の範囲内において支給すると書かれているので、告示文書作成当時の市の予算書や決算書や市の借金等を含めて開示し、予算の範囲であることを証明する文書等も開示願う。

2. 令和 4 年 10 月 31 日に開示された所管課 保険福祉局 地域福祉部 長寿社会対策課、公文書、北九保地長第 504 号 令和 4 年 10 月 14 日付の 2 枚の文書によると、長寿祝金は昭和 43 年から支給されていることになっている。このことは、1 項の①昭和 45 年 5 月 1 日付北九州市告示第 92 号 北九州市敬老年金支給要綱を施行する以前から支給されていることになる。については昭和 45 年施行以前の長寿祝金支出に関する告示文書があると思われるのでこれの開示と、1 項の「説明：」に準じて開示願う。

3. 2 項で示す通り、2 枚の公文書を開示されたが、この 2 枚では研究に供するに程遠い。従って、長寿祝金制度が始まって以来今日に至るまでの長寿祝金支出に

関する一切の文書資料を開示願いたい。」を対象とする行政文書（以下「本件対象文書」という。）の開示請求に対して、令和 4 年 1 月 21 日付け北九保地長第 670 号により北九州市長（以下「処分庁」という。）が不存在を理由に一部を不開示とした決定処分（以下「原処分」という。）を取消し、全部開示すべきとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び口頭意見陳述で主張している審査請求の主たる理由は、次のように要約される。

- (1) 平成 28 年度以前の文書が既に廃棄され不存在であることは理解できるが、平成 29 年度以降の文書が 2 枚とは考え難く、他に文書が存在するはずである。
- (2) 金員の出し入れがある以上、少なくとも金員管理台帳又は予算管理簿のようなものがなくてはならない。
- (3) 審査請求人自身、長寿祝金に係るお知らせを受け取っており、支給に当たっては、予算案の作成、案内の作成、振込手続き等の種々の作業があるのだから、これに伴う文書があるはずである。
- (4) 本件対象文書として希望した行政文書は、全て担当課から別途提供を受けた。

第 3 処分庁の説明の要旨

1 審査請求に至る経緯

本件は、令和 4 年 1 月 7 日付けで、審査請求人より条例第 5 条の規定に基づく本件対象文書の開示請求があり、それに対し、同月 21 日付けで条例第 11 条第 1 項の規定により一部を不存在による不開示とする行政文書一部開示決定を行ったところ、これを不服として令和 5 年 3 月 2 日付けで本審査請求が提起されたものである。

2 処分庁の意見

処分庁が弁明書及び意見聴取で主張している内容は、次のように要約される。

- (1) 原処分に関して、処分庁は平成 29 年度以降 5 年間の長寿祝金事業に係る文書開示に開示資料の不足があったことを認め、追加の開示を行うこととしていたもので、本審査請求に対する弁明は行わない。
- (2) 原処分の際して、処分庁は本件対象文書を「過去からの経緯がわかる資料」を指していると考えていたが、審査請求人の希望に沿うものではなかった。
- (3) 審査請求人との間で、本件対象文書の特定について協議し、令和 5 年 3 月 23 日に電子媒体により提供の上、審査請求人からの質問書に対しても回答し対応している。

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和 5 年 7 月 20 日 諮問の受付
- ② 令和 5 年 10 月 5 日 審議
- ③ 令和 5 年 11 月 13 日 処分庁からの意見聴取、審議
- ④ 令和 5 年 12 月 11 日 審査請求人の口頭意見陳述、審議
- ⑤ 令和 6 年 1 月 23 日 審議

第 5 審査会の判断の理由

当審査会は、本審査請求について、処分庁及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のとおり、判断する。

1 本審査請求に係る開示請求について

本件対象文書の開示を求めて行った開示請求に基づき、処分庁は一部を不存在による不開示とする一部開示決定を行ったが、審査請求人はそれを不服とし、更に本件対象文書の開示を求めていることから、以下、検討する。

2 本件対象文書について

処分庁は、審査請求人の求める本件対象文書が過去からの経緯がわかる資料と捉えていたところ、本審査請求提起後に行った審査請求人との協議の結果、審査請求人が希望している文書は事務処理を行うに当たって作成される書類全てであることが判明した。その後、処分庁は審査請求人の希望に沿った文書を令和 5 年 3 月 23 日に電子媒体による提供を行っており、これについて審査請求人も希望する文書は全て提供を受けた旨の主張をしている。

すなわち、審査請求人が求めている本件対象文書は、本審査請求とは別に処分庁と審査請求人との間で行われた協議によって既に取得していると認められることから、本審査請求の利益は喪失したといえる。

本件対象文書について、処分庁は開示した文書に不足を認め、弁明を行わなかったのであるから、本審査請求について請求をすべて認容し、保有する文書について開示を認めるところ、上述のとおり本件対象文書は既に審査請求人に提供されていることから、本審査請求はその利益がないというべきである。したがって、これを却下するのが相当であると考えます。

3 まとめ

以上のとおり、本審査請求はその利益がないため、前記第 1 のとおり、判断する。

北九州市情報公開審査会

会長	阿 野 寛 之
委員	神 陽 子
委員	熊 谷 美佐子
委員	仲 野 宏 子
委員	中 村 智 美